

令和 9 年度鳥取県育英奨学生（世界へ羽ばたく人材育成奨学金）募集要項

- 鳥取県育英奨学資金の財源は、鳥取県の公金のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学生のみなさまからの返還金により、まかなわれています。
- この奨学金は、返還の必要があるものです。**
10 年以上の長い返還期間となりますので、ご本人や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で国外に所在する大学へ進学する者に対し、鳥取県が必要な経費を貸与することにより、グローバル人材の育成に必要な国外進学を促進するとともに、鳥取県の未来をつくる人材を育成することを目的とします。

2 募集人員 5 人

(注意) 募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績及を勘案したうえで、本要綱 12 により提出する「国外大学を志す理由等」及び「国外大学に進学することによる地元（鳥取県）への貢献をテーマとした自己 PR」により、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

※選考委員会による面接を行う場合があります。(11 月頃)

(参考) 昨年度の申請数および倍率 : 申請人数 : 2 人、倍率 : 0.4 倍

3 対象となる大学

学士号が取得できる諸外国（地域）の大学

4 貸与要件（以下に全て該当する方）

- ア 大学等に在学する者であること。
- イ 特に学業に優れ、性行が正しいこと。
- ウ 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- エ 県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
- オ 県以外の者から、併給不可の奨学金の貸与又は給与を受けていないこと。
- カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

5 貸与月額

※基本額に、必要に応じて国外加算額を加算した額

基本額（選択制）	国外加算額（留学先地域により決定）
60,000 円、90,000 円、120,000 円	20,000 円、40,000 円、80,000 円

1 「基本額」の金額は、月額 60,000 円、月額 90,000 円又は月額 120,000 円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択する金額とする。

2 「国外加算額」の金額は、大学が設置されている国の地域の区分に応じて、月額 20,000 円、月額 40,000 円又は月額 80,000 円から教育委員会が別に指定する金額とする（別表第 1 のとおり）。

【国外加算額】 留学先の国・地域により異なります。詳細は別表第 1 を参照してください。

区分	月額	主な国・地域
A	20,000 円	台湾・インド・フィリピン・ブラジル
B	40,000 円	フランス・ドイツ・中国・大韓民国・ハンガリー、・マレーシア
C	80,000 円	オランダ・英国・香港・オーストラリア・シンガポール・カナダ・アメリカ合衆国

6 貸与期間

(1) 大学に入学した時から（日本からの大学入学前に「大学入学準備コース（ファウンデーションコース）」の修了が義務付けられている場合は、そのコースに入学した時から）、大学の正規の修業年限の終了する月までとします。（ただし、貸与期間は 4 年を上限とする。）

(2) 注意事項

- ① 学位取得のために定められた修業期間を限度とし、貸与します。

(当該修業期間は正規課程(学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程)の学生として、その課程で学位取得のために必要と定められている在籍期間)

②貸与期間中に退学する場合は、貸与を終了します。

7 入学支度金(返済不要)

海外進学に係る保険料、海外渡航にともなう航空費、査証及び旅券の取得費用、健康診断料、予防接種料、その他海外進学に係る渡航にあたって特に必要と認める経費を入学支度金として支給します。

金額は上記対象経費の1/2、支給額の上限は300,000円です。

入学支度金の返済は不要です。支度金の希望の有無については、貸与申請時に確認します。

8 奨学資金の支給方法

奨学資金の支給は、学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。

奨学資金は、毎年在籍確認を行った上で、支給します。

9 奨学資金の返還

(1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内(途中辞退、退学等の場合は10年以内)に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額(返還が完了する年の返還額を除く)は、貸与総額により定められています。

(返還の例)

貸与月額等区分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
月額60,000円 (基本額60,000円、国外加算額0円)	2,880,000円	144,000円/年	20年
月額130,000円 (基本額90,000円、国外加算額40,000円)	6,240,000円	312,000円/年	20年
月額200,000円 (基本額120,000円、国外加算額80,000円)	9,600,000円	480,000円/年	20年

(2) 奨学資金の返還を怠ったときは、民法の規定により滞納金が加算されます。

10 返還の一部免除について(国外加算額相当分)

国外の大学を卒業した者(貸与を受けた奨学資金の額に国外加算額が含まれる者に限る。)が、当該大学を卒業した日から起算して1年(国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、3年以内で知事その都度定める期間)以内に県内居住(就業を伴う県内での居住をいう。以下同じ。)又は県内就業(県内企業(勤務する事業所又は主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。)における就業をいう。以下同じ。)を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったとき、国外加算額相当分の返還を免除します(免除の申請が必要です)。

11 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。(※要項のチェックリストでもご確認ください。)

(1) 県内に住所を有する者の子等で、令和9年度に大学へ入学する予定の者。

(2) 高等学校等第2学年時(定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度)の学業成績の平均値が4.0以上であり、性行が正しいこと。

(3) 申請者の属する世帯(生計を一とする世帯)の年間所得が、別表3の所得基準以下であること。

(4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。

(5) 進学後、県以外の者から、併給不可の奨学金の貸与又は給付を受けていないこと。

※奨学金の併給については、別紙1「鳥取県育英奨学資金(国内大学等)と他の奨学金との併給」をご覧ください。

(6) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者。なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。

- ①日本国内に居住する 3 親等内の成人した親族（両親、祖父母、叔父・叔母等）、又は親権者が国内連絡人として認められた者
- ②奨学生からの相談等に適切に対応できる者
- ③奨学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
- ④日本語での事務手続きに対応できる者

≪貸与開始までに満たすべき要件≫

- (1) 貸与期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者
(日本からの大学入学前に「大学入学準備コース（ファウンデーションコース）」の修了が義務付けられている場合は、そのコースの修了後は大学への入学が許可されていること。)
※大学入学準備コースに入学する場合は、奨学資金の貸付の開始までに大学入学準備コースの入学許可書と、当該コース修了後に大学への入学が許可される旨が記載されている許可書を提出いただきます。
- (2) 留学に必要な査証を得ることができる者

12 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書…鳥取県育英奨学資金貸与規則 別記様式第※4号
 - (2) **令和 7 年分所得**に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）※令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の収入・所得状況が記載されたもの。
 - (3) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）…鳥取県育英奨学資金貸与規則 別記様式第 2 号
 - (4) 別表第 2 の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料
(一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。)
 - (5) 国外大学を志す理由等の記入用紙 … 別紙 3
 - (6) 国外大学に進学したことによる地元（鳥取県）への貢献をテーマとした自己 PR 用紙 … 別紙 4
- ※(5) (6)について、自分以外の人や AI が作成したり考えたりした文章での応募はできません。必ず応募者本人が、自分の力で作成してください。

13 申請締切 令和 8 年 9 月 3 日（木）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

14 申請結果

令和 8 年 11 月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知する。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。

（令和 9 年春以降貸与開始予定（大学入学後））

15 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、令和 9 年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

16 お問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

電話：0857-26-7533 FAX：0857-26-8176 電子メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

別表第1 留学先地域による国外加算額

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

区分	月額	国・地域名	
A	20,000	アジア	台湾
		アジア	バングラデシュ
		アジア	ブータン
		アジア	カンボジア
		アジア	インド
		アジア	インドネシア
		アジア	ラオス
		アジア	モンゴル
		アジア	ミャンマー
		アジア	ネパール
		アジア	パキスタン
		アジア	フィリピン
		アジア	スリランカ
		アジア	タイ
		アジア	ベトナム
		アジア	東ティモール
		アジア	モルディブ
		中南米	アルゼンチン
		中南米	ボリビア
		中南米	ブラジル
		中南米	コロンビア
		中南米	コスタリカ
		中南米	キューバ
		中南米	ドミニカ共和国
		中南米	エクアドル
		中南米	エルサルバドル
		中南米	グアテマラ
		中南米	ホンジュラス
		中南米	メキシコ
		中南米	ニカラグア
		中南米	パナマ
		中南米	パラグアイ
		中南米	ペルー
		中南米	トリニダード・トバゴ
		中南米	ウルグアイ
		中南米	ベネズエラ
		中南米	ハイチ
		アフリカ	アルジェリア
		アフリカ	カメルーン
		アフリカ	コンゴ共和国
		アフリカ	コートジボワール
		アフリカ	エジプト
		アフリカ	エチオピア

A	20,000	アフリカ	ガボン
		アフリカ	ガーナ
		アフリカ	ギニア
		アフリカ	ケニア
		アフリカ	リベリア
		アフリカ	リビア
		アフリカ	マダガスカル
		アフリカ	モーリタニア
		アフリカ	モロッコ
		アフリカ	ナイジェリア
		アフリカ	セネガル
		アフリカ	南アフリカ
		アフリカ	スーダン共和国
		アフリカ	タンザニア
		アフリカ	チュニジア
		アフリカ	コンゴ民主共和国
		アフリカ	ザンビア
		アフリカ	ジンバブエ
		アフリカ	チャド
		アフリカ	ウガンダ
		アフリカ	ボツワナ
		アフリカ	南スーダン共和国
		アフリカ	シエラレオネ
		アフリカ	モザンビーク
		アフリカ	ベナン共和国
		アフリカ	ガンビア
		アフリカ	ナミビア
		アフリカ	ニジェール
		アフリカ	マラウイ
		アフリカ	ジブチ
		アフリカ	ルワンダ
		アフリカ	ブルンジ
		アフリカ	レソト
		オセアニア	パプアニューギニア
		オセアニア	パラオ
		オセアニア	マーシャル諸島
		オセアニア	ミクロネシア
		オセアニア	フィジー諸島
		オセアニア	キリバス
		オセアニア	ナウル
		オセアニア	ソロモン諸島
		オセアニア	トンガ
		オセアニア	ツバル
		オセアニア	バヌアツ
オセアニア	サモア		
オセアニア	クック諸島		

A	20,000	オセアニア	ニウエ
		オセアニア	トケラウ諸島
		オセアニア	ニューカレドニア
		ヨーロッパ	アルバニア
		ヨーロッパ	エストニア
		ヨーロッパ	ラトビア
		ヨーロッパ	リトアニア
		ヨーロッパ	ブルガリア
		ヨーロッパ	ベラルーシ
		ヨーロッパ	ウクライナ
		ヨーロッパ	ウズベキスタン
		ヨーロッパ	クロアチア
		ヨーロッパ	チェコ
		ヨーロッパ	北マケドニア
		ヨーロッパ	ポーランド
		ヨーロッパ	ルーマニア
		ヨーロッパ	ロシア
		ヨーロッパ	スロバキア
		ヨーロッパ	スロベニア
		ヨーロッパ	セルビア
		ヨーロッパ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
		ヨーロッパ	キルギス
		ヨーロッパ	タジキスタン
		ヨーロッパ	モンテネグロ
		ヨーロッパ	アゼルバイジャン
		ヨーロッパ	ジョージア
		ヨーロッパ	アルメニア
		ヨーロッパ	コソボ
		ヨーロッパ	トルクメニスタン
		ヨーロッパ	モルドバ
その他	その他		
B	40,000	アジア	中国
		アジア	大韓民国
		アジア	ブルネイ
		アジア	マレーシア
		中南米	チリ
		中南米	ジャマイカ
		中近東	イラン
		中近東	イラク
		中近東	ヨルダン
		中近東	クウェート
		中近東	レバノン
		中近東	サウジアラビア
		中近東	シリア
		中近東	トルコ
		中近東	イエメン

B	40,000	中近東	パレスチナ
		中近東	アフガニスタン
		ヨーロッパ	オーストリア
		ヨーロッパ	ベルギー
		ヨーロッパ	フランス
		ヨーロッパ	ドイツ
		ヨーロッパ	ギリシャ
		ヨーロッパ	アイスランド
		ヨーロッパ	イタリア
		ヨーロッパ	ルクセンブルク
		ヨーロッパ	ノルウェー
		ヨーロッパ	ポルトガル
		ヨーロッパ	スペイン
		ヨーロッパ	スイス
		ヨーロッパ	リヒテンシュタイン
		ヨーロッパ	カザフスタン
		ヨーロッパ	ハンガリー
		ヨーロッパ	マルタ
		ヨーロッパ	キプロス
C	80,000	アジア	香港
		アジア	マカオ
		アジア	シンガポール
		中近東	オマーン
		中近東	バーレーン
		中近東	イスラエル
		中近東	カタール
		中近東	アラブ首長国連邦
		北米	カナダ
		北米	アメリカ合衆国
		オセアニア	オーストラリア
		オセアニア	ニュージーランド
		ヨーロッパ	デンマーク
		ヨーロッパ	フィンランド
		ヨーロッパ	オランダ
		ヨーロッパ	スウェーデン
		ヨーロッパ	アイルランド
ヨーロッパ	英国		

別表第 2 特別控除額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除				
(1)一人親世帯		490千円		
(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
	中学校	160千円		
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国公立	280千円	470千円
		私立	410千円	600千円
	高等専門学校	国公立	360千円	550千円
		私立	600千円	800千円
	大学	国公立	590千円	1,020千円
		私立	1,010千円	1,440千円
	専修学校	高等課程	国公立	170千円
私立			370千円	460千円
専門課程		国公立	220千円	620千円
		私立	720千円	1,120千円
(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し)	860千円		
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 (申請書添付資料：申請する前の年の診療費領収書の写し)			
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費、光熱水費に限る。) ただし、710千円を限度とする (申請書添付資料：申請する前の年の住居費、光熱水費領収書等の写し)			
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)			
B 本人を対象とする控除				590千円

- 備考 1 A 欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A 欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含まない。
- 3 A 欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A 欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A 欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B 欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第 3 所得基準額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

令和7年分 所得
20,000 千円

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

鳥取県育英奨学資金（世界へ羽ばたく人材育成奨学金）と他の奨学金との併給

(1) 併給できるもの

- ・(独)日本学生支援機構 海外留学支援制度（学部学位取得型）
- ・(独)日本学生支援機構（JASSO）第二種奨学金(有利子)
- ・(財)あしなが育英会奨学金
- ・(財)交通遺児育英会奨学金
- ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
- ・(株)日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、国の教育ローン)
- ・各金融機関の教育ローン
- ・その他民間団体等の実施する奨学金（なお、それぞれの奨学金の定めるところにより併用が禁止されている場合は、その規定を優先する）

(2) 併給できないもの

※併願は可能ですが、両方採用となった場合、どちらかを辞退する必要があります。

① 鳥取県が実施する奨学金

- ・看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）
- ・医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）
- ・臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）
- ・理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）
- ・母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子ども家庭部）

② 長谷育英会奨学金(長谷育英奨学会)

③ その他、「他との奨学金併給不可」とされている奨学金等

上記以外にも、いろいろな奨学金制度があります。
それぞれの要件等で、鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、
認められないものがありますので、御相談ください。

よくある質問

1 保証債務に関するもの

(1) 連帯保証人と保証人の違いがわかりません

奨学金の連帯保証人と保証人の主な違いは、返済責任の範囲です。

奨学金の返済は、原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

一方、保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わり返済する責任があります。

法的に説明すると、連帯保証人には「求償権」のみが認められる一方で、保証人は「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」、「求償権」が認められています。

催告の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、「まずは債務者（奨学生）に請求してください」等と主張し、これを拒むことができる権利

検索の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、本人に財産があることや強制執行が可能であることを証明し、自分への請求を拒む権利

分別の利益：保証人が複数いた際に、1人が借金全額を返済するのではなく、保証人の数で分割して返済する権利

求償権：債務者に代わり弁済した場合、その分を債務者に対して請求できる権利

(2) 連帯保証人や保証人を頼める人がいません

連帯保証人及び保証人がなければ、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができません。どなたかに必ずお願いをしていただきますよう、お願いします。

また、やむを得ず連帯保証人又は保証人の変更が必要となった場合は、必ず「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

(3) 連帯保証人や保証人になれる条件

鳥取県育英奨学資金の借入れには、連帯保証人と保証人がそれぞれ1名必要です。

年齢や所得額による制限はありませんが、収入のまったくない方を保証人として立てるのはご遠慮いただいています。

- ① **連帯保証人**：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）
- ② **保証人**：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方

<保証人について、よくある質問>

○「生計を一にする」とは？

国税庁の定義によると、「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にすることです。ただし、別居していても「生計を一にする」に該当する場合や、同居していても「生計を一にする」には該当しない場合もあります。

例えば、二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、それを証明する書類（光熱水費等の同月の請求・領収書等）を提出していただくことで認められる場合もありますので、迷う場合、まずはご連絡ください。

○祖父母でも保証人をお願いできますか？

年齢制限を設けていませんが、保証人は、奨学生の卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方をお願いをします。

2 貸与に関するもの

(1) 「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」の貸与を受けた場合、卒業後、必ず鳥取県に帰る必要があるか

「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」の貸与を受けた場合でも、必ず鳥取県に帰ってくる必要はありません。たとえ他の地域で働くこととなっても、そこでみなさんが海外大学での経験をもとに頑張ってくださいることが大切です。ただし、本奨学金が、「鳥取県の未来をつくる人材を育成することを目的」としたものであることから、「国外加算分の返還免除」の適用とはなりませんことは、ご承知ください。

(2) 国内の大学に進学の場合でも貸与を受けられるか

国内の大学へ進学される方は、「鳥取県育英奨学生」（大学等奨学資金）の方をご利用ください。国外大学用の奨学金を受けている方が、国外大学を退学し、国内大学へ入学することが決まった場合については、ご相談ください。

(3) 休学することとなった

休学期間中は、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができませんので、速やかに育英奨学室へ連絡してください。休学期間は貸与を休止し、復学されてから、貸与を再開します。（いずれも「異動届」の提出が必要です）休学中に本奨学金の貸与を受けた場合、その期間の貸与分を返還していただく必要があるので、必ずお早目にご連絡ください。

(4) 貸与期間中、生計を一にする者が、県外に住所を移した（住民票の移動）

鳥取県育英奨学資金の貸与要件に「県内の住所を有する者と生計を同じくしていること」と定められており、生計を一にする（同じくする）者が県外に住所を移した場合、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができなくなりますので、必ず速やかにご連絡ください。ただし、一時的な移動である等様々なケースがありますので、まずはご相談ください。

(5) 鳥取県育英奨学金の貸与を辞退したい

他の併給不可の奨学金の受給が決まった、退学をした等の理由で、本奨学金の貸与を辞退したいときは、「辞退届」を提出していただくことで貸与を停止します。ただし、他の併給不可能な奨学金が決定した場合は、その奨学金の受給と重なる期間については、本県への返還が必要となります。また、退学したことを報告せず貸与を受けた場合も、退学をした翌月以降の貸与分の返還が必要となります。貸与を辞退するとき、又は貸与を続けられない状態になるときなどは、速やかに育英奨学室へご連絡ください。※鳥取県の他の奨学金は貸与決定時期が遅いこともあり、まずは鳥取県育英奨学資金の貸与を受けておいて、他の奨学金が決定した時点で辞退される方もおられます。遠慮なくご連絡ください。

(6) 海外での生活が予想以上にお金がかかる。鳥取県の奨学金を受けながら、他の助成も受けることは可能か

鳥取県育英奨学資金（世界へ羽ばたく人材育成奨学金_国外大学）と他との併用が禁止されている奨学金等以外であれば、教育ローンを含め併給は可能です。（詳細はお問い合わせください。）ただし、貸与型の奨学金、教育ローンについては、あなたが「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものです。あなた自身が、将来返還していく義務を負います。あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、借り入れの必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要な金額を借りるようにしてください。※自治体や就職先により異なりますが、奨学金の返還を助成する制度もあります。詳細は、貸与終了時に、ご自身が住む予定の自治体等にお問い合わせください。

3 返還に関するもの

(1) 返還はいつからどのように始まるか

貸付期間の終了した月の半年後に返還が始まります。

貸与終了時、育英奨学室から借用証書などの返還手続きに必要な書類を送付するので、期限までに提出してください。

返還方法は口座振替による返還となり、月賦、半年賦から選択していただけます。

返還方法は途中から変更することも可能で、さらに線上返還なども可能ですので、まずご相談ください。

進学を予定されている方、留年された方なども、期限までに借用証書などを提出のうえ、別に返還猶予の申請を行っていただくことで、一定期間返還を猶予することができますので、ご相談ください。

(2) 国外加算分の返還免除とはどのようなものか

卒業後1年以内（やむを得ない場合は3年以内）にUターンし、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した場合、国外加算分については返済免除となります。就業形態は問いません。（正社員、アルバイト、パート、自営、いずれも可）また、就業先は、企業、NPO、任意団体のいずれも可とし、法人格の有無は問いません。

県内居住については住民票及び戸籍の附票、県内就業については勤務先の就労証明書（自営業の場合は確定申告書の写し）を免除申請書に添付いただいて確認することとなります。

※この奨学金は卒業後の県内居住または県内就業を義務付けているわけではありません。

県内居住等の要件を満たせば、国外加算分の返還免除を受けられるというものです。

また、国外加算額に相当する額以外の貸与分は、必ず返還していただく必要があります。

(3) 奨学金の返還を怠った場合、どうなるか

返還が滞った場合、民法の規定に基づき延滞金が発生します。

さらに、正当な理由がなく、奨学生本人または連帯保証人から返還がない場合は、連帯保証人や保証人あてに返還請求を行ったり、裁判所を通じて支払督促を行います。

また、民間業者へ督促業務を委託する場合があります。

収入の減少などにより、約束された金額による返還が困難になった時は、必ずまでご連絡ください。

可能な返還方法等を一緒に考えます。

(4) 経済的に返還が厳しい

本県では、一時的に返還を猶予する制度を設けています。

ただし、該当となるかどうかの判断が必要ですので、まずは育英奨学室へご連絡ください。

返還猶予制度については、こちらのページをご覧ください

◇鳥取県育英奨学資金の返還猶予・免除制度 : <https://www.pref.tottori.lg.jp/327232.htm>

また、返還猶予の対象とならなかったとしても、無理のない返還方法についてご相談させていただきますので、遠慮なく育英奨学室へご相談ください。

(5) 奨学金の返還を支援する制度

自治体や就職先により異なりますが、奨学金の返還を助成する制度があります。
詳細は、貸与終了時に、ご自身が住む予定の自治体等にお問い合わせください。

(本県の支援制度例) ※令和 8 年 4 月現在

○鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

鳥取県内に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35 歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 人口戦略推進本部 人口戦略課 電話 0857-26-7648)

○鳥取県公立学校教員奨学金返還支援

<https://www.pref.tottori.lg.jp/325844.htm>

本県公立学校教員として採用された方を対象に奨学金返還額の一部を 8 年間にわたり助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 教育委員会事務局 教育人材開発課 電話 0857-26-7513)